

審 査 基 準

令和6年12月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め：道路運送車両法の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：長崎県警察本部交通部交通指導課 電話095-820-0110 （内線 5136） 長崎県警察本部交通部交通機動隊 電話0957-43-2819 各警察署交通課
備 考：